

協議第1号

## 地方税の取扱い

地方税の取扱いについて提案する。

平成16年2月27日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	8 地方税の取扱い
<p>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、市民税及び固定資産税の納期については、合併した年の翌年度から合わせるものとする。</p>	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	8	地方税の取扱い	所 管	行財政専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、市民税及び固定資産税の納期については、合併した年の翌年度から合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 賦課制度	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、市民税及び固定資産税の納期については、合併した年の翌年度から合わせるものとする。
2. 普通税賦課事務	法律及び条例に基づく事務であり3市村の事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. 目的税賦課事務	入湯税、都市計画税については、今後も引き続き課税する必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 個 表 )

1. 賦課制度 (第9回現況調書9、15、19～21ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
鉱 産 税	課税標準額 (= 鉱物の価格) の 1.2/100 (税率) を鉱物の採取事業に対し課税する。 ただし、鉱物の採取の作業場において1か月間に採取された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合 0.9/100 (税率)	課税標準額 (= 鉱物の価格) の 1/100 (税率) を鉱物の採取事業に対し課税する。 ただし、鉱物の採取の作業場において1か月間に採取された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合 0.7/100 (税率)	該当なし	新市において定める必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
入 湯 税	1日 150円 (日帰り 50円)	1日 150円	該当なし	新市においても、引き続き環境衛生施設や都市計画事業等に要する費用に充てる必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
都 市 計 画 税	当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 0.3/100 (税率) を所有者に対して課税する。	該当なし	該当なし	
市 (村) 民税の納期	第1期 6月15日から同月30日まで 第2期 8月15日から同月31日まで 第3期 10月15日から同月31日まで 第4期 12月15日から同月30日まで	第1期 6月15日から同月30日まで 第2期 9月15日から同月30日まで 第3期 12月10日から同月25日まで	第1期 6月15日から同月30日まで 第2期 8月15日から同月31日まで 第3期 10月15日から同月31日まで 第4期 12月15日から同月30日まで	納税者の便宜を図り4期にすることとし、納付書の送付時期の都合上、合併した年の翌年度から石狩市に合わせるものとする。
固定資産税の納期	第1期 5月15日から同月31日まで 第2期 7月15日から同月31日まで 第3期 9月15日から同月30日まで 第4期 11月15日から同月30日まで	第1期 5月15日から同月31日まで 第2期 8月15日から同月31日まで 第3期 11月15日から同月30日まで	第1期 5月15日から同月31日まで 第2期 7月15日から同月31日まで 第3期 9月15日から同月30日まで 第4期 11月15日から同月30日まで	

2. 普通税賦課事務 (第9回現況調書1～19ページ参照)

市 (村) 民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税は、法律及び条例に基づく事務であり3市村の事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

3. 目的税賦課事務 (第9回現況調書1、3～5、20、21ページ参照)

入湯税については石狩市及び厚田村において、都市計画税については石狩市において条例で定めており、今後も引き続き課税する必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。